

京都総合法律事務所メールマガジン 2020年3月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

厚労省の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を行いました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

密閉・密集・密接の3密を避けてください！

専門家会議にも出ている西浦博先生によると、「3密空間」にいる感染者は、いない感染者よりも18.7倍も感染させやすいとのこと。

繰り返します。

密閉・密集・密接の3密を避けてください！

また、先月もメルマガでもお伝えしましたが、

- ・正しい手洗い
- ・3つの咳エチケット
- ・正しいマスクの着用
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
- ・発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨
- ・テレワークや時差出勤の推進

を励行してください。

お手洗いのドアもしくは洗面台の近くにこちらのポスターを設置しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

「あの時は騒ぎ過ぎだった」と笑って言えるよう、今は最大の危機管理対応が求められます。生き残るためにベストを尽くしましょう。

◆第10位◆

厚労省が、新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースを新たに設け、申請を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10037.html

今こそテレワークを導入する絶好のチャンスです。

◆第9位◆

東京弁護士会が、新型コロナウイルスに関する生活問題Q&Aを公開しました

<https://www.toben.or.jp/news/2020/03/post-542.html>

例えば、以下のような質問に対する回答が公開されています。

Q 下請業者ですが、うちの工場の近くで新型コロナの感染者が出たという理由で親事業者から納品を断ら

れました。あわせて、国は下請業者の保護についてどのような考えなのか知りたいです。

Q 自作の健康ドリンクを「滋養強壮はもちろん、コロナを含む万病予防に」としてネットで販売したいと

思いますが、何か問題はあるのでしょうか。

Q 観光客向けの店舗を営んでいますが、2月中旬から利用者が激減し、従業員への給与支払いも危なく

なってきました。時間をかけずに受けられる融資など、支援策はないでしょうか。

厚労省の「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」も随時更新されていますので、あわせてご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

◆第8位◆

2020年3月23日13時現在で判明している新型コロナウイルスの影響を受けた倒産(法的整理または事業停止)は、全国に12件(法的整理が7件、事業停止が5件)あります。

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000095.000043465.html>

破産、再生、私的整理は京都総合法律事務所が長年取り組んで来た分野です。

経営者保証ガイドラインに基づいて経営者の破産を回避できた実績もありますので、お早めにご相談ください。

◆第7位◆

最高裁は、被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合、被用者は相当と認められる額を使用者に求償することができるとの判断を示しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89270

この種のご相談はそれなりにありますので、解決の一つの指針となります。

◆第6位◆

経産省が、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

要請事項は次の4点です。

- 納期遅れへの対応
- 適正なコスト負担
- 迅速・柔軟な支払いの実施
- 発注の取消・変更への対応

◆第5位◆

経産省が、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、要請しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

要請事項は次の3点です。

- 個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと
- 個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと
- 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと

◆第4位◆

会社法の一部が改正されました。

株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることが目的です。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

- 株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度が創設されます。
- 株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数が制限されます。
- 取締役の報酬等の決定手続等の透明化、業績等に連動した報酬等の付与が図られます。
- 役員等が責任追及を受けた際の費用等を会社が補償する契約や役員等のための保険契約に関する規定を設けることになりました。
- 上場会社等に社外取締役を置くことが義務付けられます。
- 企業買収に関する手続の合理化を図るため、株式会社が他の株式会社を子会社化するに当たって、自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができる制度が創設されます。

◆第3位◆

法務省が、新型コロナウイルス感染症に関連し、当初予定した時期に定時株主総会を開催す

ることができない状況が生じた場合における定時株主総会の開催について考え方を整理しました。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

- 定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる。
- 基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する。
- 特定の日を剰余金の配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、その日を基準日として剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、定款で定めた剰余金の配当の基準日株主に対する配当はせず、その日と異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、当該基準日株主に剰余金の配当をすることもできる。

◆第2位◆

改正民事執行法が2020年4月1日から施行されます。

債務者の財産を開示する手続きの強化だけでなく、債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得できるようになるなど、債権回収の実効性が高まる複数の改正がなされました。

<https://www.bizclip.jp/articles/bcl00016-063.html>

当事務所でも積極的に利用する準備を進めています。

◆第1位◆

経産省がコロナに対する支援策を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」では、

- 資金繰り
- 設備投資・販路開拓
- 経営環境の整備

を三つの柱としています。

どのように対応すれば良いかわからない、どのように利用すれば良いかわからないという方は、当事務所がサポートさせていただきますので、ぜひご相談ください。

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。
ぜひご期待ください。

① 団体交渉・労働組合対応

日時：5月13日（水）16時～18時

講師：弁護士 伊山正和

<http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/>

② 経営者が知っておきたい著作権

日時：6月25日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

<http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/>

③ 問題社員対応

日時：7月9日（木）16時～18時

7月14日（火）16時～18時

8月19日（水）16時～18時

講師：弁護士 伊山正和

※いずれも同じ内容です。

④ 人財定着セミナー

日時：9月3日（金）16時～18時

講師：弁護士 伊山正和

⑤ 広告規制対応

日時：9月15日（火）16時～18時

講師：弁護士 野崎隆史

⑥ 模倣品対策

日時：10月15日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

⑦ 重要判例研究 2020

日時：11月11日（水）16時～18時

講師：弁護士 野崎隆史

参加費は各回とも 2,000 円です（顧問先様は 2 名様まで無料）。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】 ニュースレター案内

News Letter vol.6 を発行しました。

- ・ 5 年前の残業代の請求を受ける時代の到来（前半）
 - ・ 管理費等の滞納者に対する弁護士費用の請求
 - ・ 宇奈月温泉事件
 - ・ 2020 年 労働問題セミナー・企業法務セミナー 開催スケジュール
- 添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020 年 3 月号、いかがでしたでしょうか？

今月もコロナコロナでした。

コロナ疲れしている頃かもしれませんが、油断すると一気にやられます。

疲れが溜まると自暴自棄になってしまいそうですが、そこをぐっと耐え、冷静に、経営者にしかできないことを実践しましょう。

<経営者しかできないこと>

- ① 自分も含めて誰かが罹患することを前提にし、そうなっても大丈夫な職場環境を整えること
- ② 従業員や取引先も含めた大局的な見地から、できる限り多くが生き残る方策を考えること
- ③ 周囲を鼓舞すること（精神論に頼ることは好きではありませんが、心技体は三位一体です。）

絶対に道は開けます。

F-1 も野球（ヤクルトファンへ：嶋選手を骨折させてしまい申し訳ありませんでした。）も延期で話題に困りますが、大河ドラマ「麒麟がくる」の帰蝶（濃姫）の「是非もなかりう。」には「おっ！」と思いました。

信長と松平竹千代（徳川家康）の父松平広忠との因縁にも驚いています。

これは最後まで見なければなるまい。

少し明るい話題としては、デジタルシフトへのハードルが下がりつつあることでしょうか。この危機を抜けた先には新しい世界が待っていると信じ、準備は抜かりなく行いたいと思います。

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>